

環水大管発第 2502123 号
令和 7 年 2 月 12 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

環境大臣 浅尾 慶一郎
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、
下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会
の意見を求めます。

記

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、環境省令で定め
る基準として、次に掲げる事項について水道により供給される水の水質基準を設定す
ること。

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

